

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人が行った個人情報開示請求に対し、帯広市長がこれを非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての内容

平成25年11月25日付けで提出された異議申立書及び平成26年3月10日に行われた口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、帯広市個人情報保護条例（平成7年条例第41号。以下「条例」という。）に基づき異議申立人が行った「①私（〇〇〇〇）平成23年4月22日保健福祉センターエレベーター事故の原因（以下「請求①」という。）、②上記傷害事故を警察署届出を怠った理由（以下「請求②」という。）、③上記事故に関して「扉を開けた時」「扉を閉める時」の調査写真はあるが、「扉を開く前の時」の写真がない理由（以下「請求③」という。）」の個人情報開示請求に対し、帯広市長（以下「実施機関」という。）が平成25年9月24日付けで行った個人情報非開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述で主張している理由は、次のように要約される。

- (1) 公文書が作成されていないのは職務怠慢であり、公文書が存在しなくとも、直ちに作成し、開示すべきである。
- (2) 人身事故の教訓が生かされず放置され、施設管理者として、設置されている昇降機の安全管理を怠っている。

第3 実施機関の説明要旨

平成25年12月19日付け理由説明書、平成26年2月4日実施の事実の陳述によれば、実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 開示請求①

本件事故発生当日、昇降機の設備上の原因調査を行い、調査を実施した昇降機管理委託業者からは、「かごドア」と「かご」のすき間の幅は、当時国において示されていた基準（平成20年国土交通省告示第1455号）の範囲内であり、ドア開閉用安全装置の作動についても不備はないとの報告を受けた。

このことから、本件事故の原因は、昇降機の設備上の原因ではないことを確認したが、本件事故の原因を特定するまでには至らなかった。

したがって、開示請求①に関する公文書は作成、保有せず、対象文書は存在しない。

2 開示請求②

一般的に、昇降機によって人身事故が発生したときは、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」（平成5年6月30日建設省住防発第17号）（以下「指針」という。）に基づき、特定行政庁その他関係官公署へ連絡する必要があるが、警察署に報告する義務は規定されていない。

本件では、特定行政庁たる帯広市建築指導課に連絡を行ったが、それ以外の機関に届出をしなかった理由については、特に作成していない。

したがって、開示請求②に関する公文書は作成、保有せず、対象文書は存在しない。

3 開示請求③

本件では、昇降機の設備上の原因調査を行った際に、「かごドア」と「かご」のすき間の幅を把握するため、「扉を開けた時の写真」と「扉を閉めた時の写真」のみ撮影し、それ以外の扉の状態の写真がない理由については、特に作成していない。

したがって、開示請求③に関する公文書は作成、保有せず、対象文書は存在しない。

第4 審査会の判断

1 公文書不存在の妥当性

(1) 開示請求することができる公文書

異議申立人は、公文書が存在しなくとも、公文書を直ちに作成し開示すべ

きと主張する。そこで、開示請求者は、開示請求時点で実施機関が作成、保有していない公文書について作成、開示を求めることができるかについて、以下検討を行う。

条例第2条第4号に規定される「公文書」とは、帯広市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいい、「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義し、条例第15条第1項において、「何人も、実施機関に対し、実施機関が保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求・・・をすることができる」と規定している。

これらの規定によれば、条例は、開示請求時点で実施機関が保有しているものを「公文書」と定めた上で、開示請求者は、開示請求時点で実施機関が保有する公文書を開示請求することができるのであって、開示請求時点で実施機関が作成、保有していない公文書について、作成、開示を求めることはできない。

(2) 対象文書の存在

ア 請求①については、実施機関の事実の陳述によれば、事故発生当時、異議申立人との間で本件事故の原因について突き詰めたやり取りがなかったため、原因を突き詰めた公文書を作成しなかったとの説明があった。そうした経緯の中で必要な範囲で記録を残し、事故の原因を記した公文書を作成、保有していないとの説明は合理的であると認められる。

イ 請求②については、実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、昇降機によって人身事故が発生したことを受け、指針に基づき特定行政庁に連絡を行ったが、それ以外の機関に届出をしなかった理由について作成する必然性がなく、作成していないとの説明があったが、この説明に特に不合理な点は認められない。

ウ 請求③については、実施機関の理由説明書及び事実の陳述によれば、昇降機の設備上の原因調査の際に、「かごドア」と「かご」のすき間の幅を把握するため、「扉を開けた時の写真」と「扉を閉めた時の写真」のみ撮影し、それ以外の扉の状態の写真がない理由について文書を作成する必然性がなく、文書を作成していないとの説明があったが、この説明に特に不合理な点

は認められない。

エ 以上から、いずれの請求についても、対象となる文書は存在しないものと認められる。

2 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、異議申立書及び口頭意見陳述で、実施機関の昇降機安全管理違反等について主張しているが、これは当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成 25 年 12 月 3 日	・ 諮問実施機関より諮問書を受理
平成 25 年 12 月 4 日	・ 実施機関に対し、理由説明書の提出について通知
平成 25 年 12 月 19 日	・ 実施機関より理由説明書を受理
平成 26 年 1 月 6 日	・ 実施機関に対し、事実の陳述について通知
平成 26 年 1 月 8 日	・ 異議申立人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
平成 26 年 1 月 8 日	・ 実施機関から、事実の陳述に係る報告を受理
平成 26 年 1 月 20 日	・ 異議申立人から、口頭意見陳述申立書を受理
平成 26 年 2 月 4 日	・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議（第1回）
平成 26 年 2 月 6 日	・ 異議申立人に対し、口頭意見陳述を承認する旨を伝達
平成 26 年 3 月 10 日	・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 審議（第2回）
平成 26 年 3 月 27 日	・ 答申

第6 帯広市情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
加藤 幸子	
千々和 博志	会長職務代理者
長坂 純	会 長
藤本 長章	
三井 麻美	